

# 令和 6 年度における関税率 及び関税制度の改正

令和 5 年 1 2 月 1 4 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 令和6年度関税改正に関する答申（案）の概要

## I 令和6年度関税改正を巡る諸情勢

## II 令和6年度関税改正についての考え方

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 暫定税率の適用期限
- (2) 特別緊急関税制度
- (3) 加糖調製品に係る暫定税率
- (4) ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（PVC手袋）
- (5) 沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

### 2. 個別品目の関税率の見直し

### 3. 特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和

### 4. その他

- (1) 納税環境の整備
- (2) 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置
- (3) 急増する輸入貨物への対応

# I 令和6年度関税改正を巡る諸情勢

## 税関を取り巻く環境の変化とそれに伴う課題

- 内外の経済・社会構造は大きく変動し、税関を取り巻く環境も急速に変化。
- 越境ECの利用拡大に伴い、航空貨物の輸入許可件数は大幅な増加傾向。海上貨物の輸入許可件数も、近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から移行したことにより、増加・高止まり。入国者数は、本年10月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準を超過。
- 物流・人流ともに増加基調となっている中、来年度以降も大阪・関西万博など大規模な国際イベントが予定されており、迅速な通関を確保しつつ厳格な水際取締りを行うことが必要。
- ロシア等に対する経済制裁の実効性の確保や経済安全保障上の脅威への対処等のため、輸出面を中心とした水際取締りにも重点的に取り組むことが必要。
- CPTPP、日EU経済連携協定、RCEP協定が発効し、我が国の貿易総額に占めるEPA等が発効済の国・地域との貿易額の割合は約8割となり、EPA等の利用促進等も重要な課題。


## 財務省及び税関における環境変化への対応等

- 環境の変化に的確に対応する観点から、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」（令和4年11月公表）に掲げられた施策について、本年6月に公表した工程表に沿って引き続き取り組んでいくことが必要。
- これらに加え、経済・社会の実態等に即した適切な関税率の設定・関税制度の整備等を通じて、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」「貿易円滑化の推進」の着実な遂行を図る観点から、令和6年度において、以下の改正を行うことが適当である。

## Ⅱ 令和6年度関税改正についての考え方①

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

#### (1) 暫定税率の適用期限

- 暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率。水準及び必要性については常に見直していくべきもので、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要。
- 
- 令和6年3月31日に適用期限が到来する412品目に係る暫定税率のうち、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋を除く411品目について、その期限を令和7年3月31日まで延長することが適当。

#### (2) 特別緊急関税制度

- 特別緊急関税制度については、対象となる品目がWTOドーハ・ラウンド交渉や、EPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和6年3月31日に到来する適用期限を令和7年3月31日まで延長することが適当。

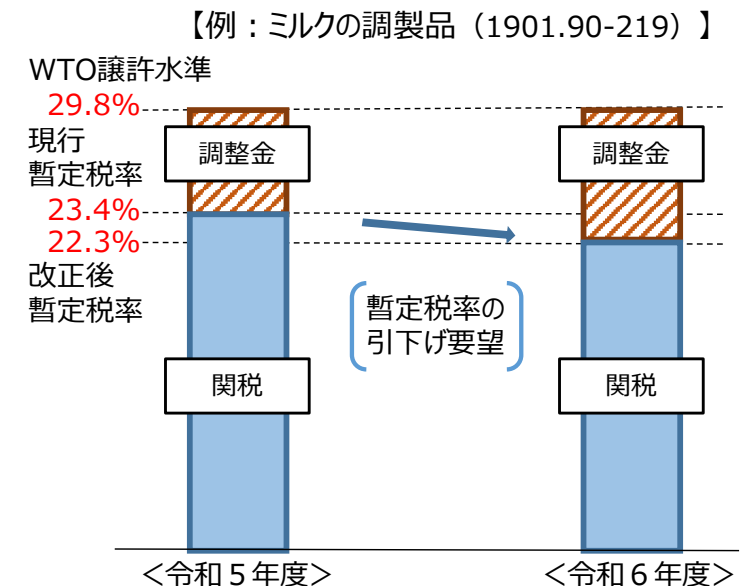
## II 令和6年度関税改正についての考え方②

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

#### (3) 加糖調製品に係る暫定税率

- ①加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること、②加糖調製品全体の輸入量は減少しているものの、CPTPPの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い一部のCPTPP加盟国からの輸入量は増加していることから、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加する可能性も否定できないこと、③甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められていること、④暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること、⑤こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること等を総合的に勘案。

- 加糖調製品のうち5品目について、調整金の拡大が可能となるよう、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当。
- 加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当。その際、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることが求められる。



## Ⅱ 令和6年度関税改正についての考え方③

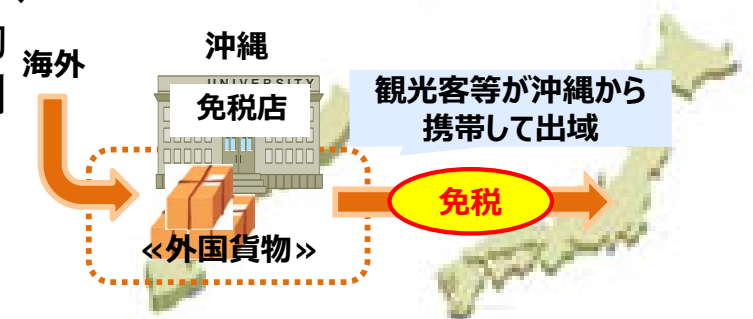
### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

#### (4) ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（PVC手袋）

- PVC手袋は、医療等の現場において、感染症対策や清掃、汚物処理等で使用。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な需給逼迫に伴う調達価格の高騰を受け、関税負担の軽減を図るため、令和3年度から無税の暫定税率を設定。
  - PVC手袋の需給逼迫は解消し、調達価格も新型コロナウイルス感染症の発生前と同水準に低下。競合関係にあるポリエチレン手袋は国内産業保護のために関税有税となっており、PVC手袋に係る無税の暫定税率を維持することは、ポリエチレン手袋の国内生産に影響を及ぼす可能性。
- ▼
- PVC手袋に係る暫定税率を撤廃することが適当。

#### (5) 沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

- 特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港等の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。
- 特定免税店制度は、沖縄の観光振興に一定の効果があること等に鑑み、令和6年3月31日に到来する適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長することが適当。



## Ⅱ 令和6年度関税改正についての考え方④

### 2. 個別品目の関税率の見直し

- ルイボス（注）については、これまで、関税率表第1212.99号「その他の植物性生産品」（実行税率3%）として分類されていたが、令和4年9月のHS委員会（関税分類の国際会議）において、関税率表第1211.90号「主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するその他の植物及びその部分」（実行税率2.5%）として分類することが決定。

（注）南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木であり、2～3mm幅に切った葉がルイボスティーの原料。



（出典）農林水産省からの提供

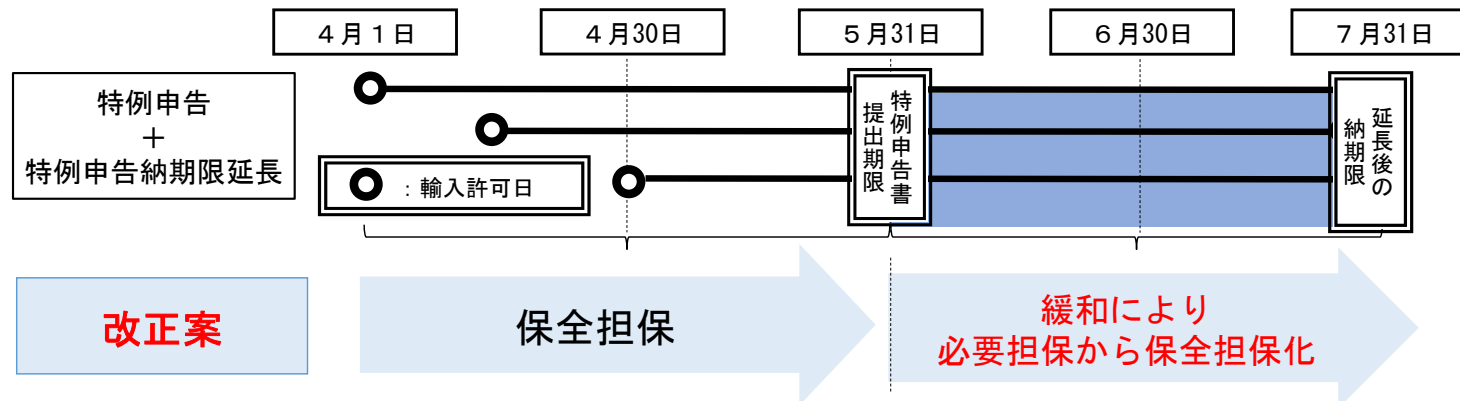


- HS委員会の決定に従い、ルイボスの分類を第1212.99号から第1211.90号へと変更するに当たり、移行先において適用される関税率が、現行の関税率の水準を下回っているところ、引き続き国内産業を保護する観点から、第1211.90号において税細分を新設した上で現行と同水準の関税率を設定することが適当。

## II 令和6年度関税改正についての考え方⑤

### 3. 特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和

- 国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の円滑化の両立を通じて、安全・安心な社会を実現するとともに我が国の国際競争力を高めることがますます重要となっている。こうした背景のもと、税関の限られたリソースを相対的にリスクが高い輸入者の貨物検査等に集中的に投入することを可能とする必要がある。これを踏まえ、AEO事業者とのパートナーシップ強化及びAEO制度の利用拡大を進めることが重要。
- AEO事業者である特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和することは、輸入手続に係るコストを低減させる等のメリットがあり、特例輸入者の増加及びAEO制度の利用拡大につながるものと考えられる。
- 税関は、特例輸入者の承認時及び承認後に、その資質や財務状況、納税に関する法令遵守の状況等を十分に審査・確認しており、特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和したとしても、適正な納税は十分に確保されると見込まれる。
- 特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の、税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、税関長が関税の保全のために必要があると認めるときに限り提供を求める「保全担保」へと緩和することが適当。また、内国消費税等についても関税と同様に保全担保とすることが適当。



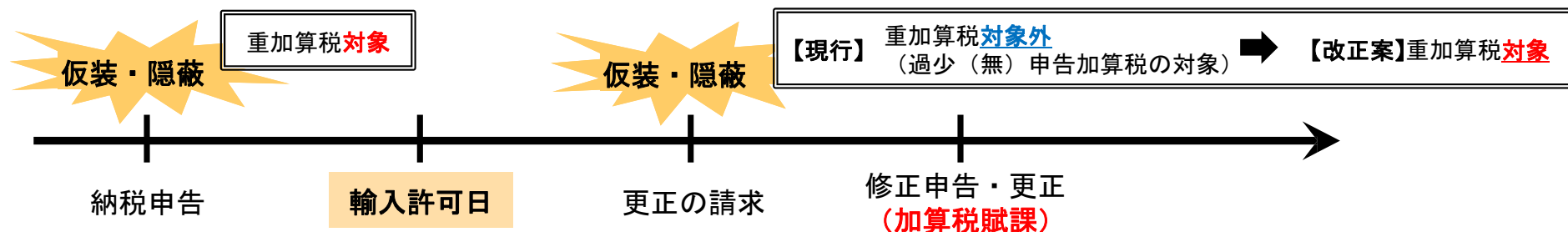


## II 令和6年度関税改正についての考え方⑥

### 4. その他

#### (1) 納税環境の整備（更正の請求に係る重加算税制度の見直し）

- 現行の関税制度において、過少申告加算税又は無申告加算税が賦課される場合、納税義務者が、課税標準等を偽装・隠蔽したところに基づき納税申告等をしていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税に代え重加算税（過少申告の場合は35%、無申告の場合は40%）を賦課。他方、納税義務者が、納税申告等をした後に、偽装・隠蔽したところに基づき更正の請求をしていた場合は重加算税を賦課することができない。
- 内国税も同様の制度となっているが、税務当局に対する手続の違いによって行政上の制裁の水準が異なることは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る偽装・隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとして、令和6年度税制改正において、偽装・隠蔽したところに基づき、更正の請求を行った場合についても重加算税の賦課の対象に加えることとしている。
- 関税においても、内国税の改正に合わせ、偽装・隠蔽したところに基づき更正の請求を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当。



## Ⅱ 令和6年度関税改正についての考え方⑦

### 4. その他

#### (2) 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置

- 現在、幼稚園、小学校等の学校及び児童福祉施設等において提供される給食用の脱脂粉乳については関税の軽減措置が講じられている。
- 児童福祉法の改正により令和6年4月から同法上の児童福祉施設として新設される里親支援センターについては給食の提供が想定されない。



- 里親支援センターについて、本軽減措置の対象から除外することが適当。

[政令改正事項]

#### (3) 急増する輸入貨物への対応

- 近年、越境E Cの拡大に伴い輸入許可件数が大幅な増加傾向にあるが、近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から海上貨物に移行していることにより、海上貨物の輸入許可件数も増加・高止まり。



- 少額免税の対象となる通販貨物である等の一定の要件を満たす海上貨物について、航空貨物と同様に輸入申告項目の一部を省略する等、簡易な通関手続を整備することが適当。

[通達改正事項]